

伊勢市公報

第414号
令和5年2月6日
月曜日

目次

| | 頁 |
|--------------------------------|----|
| 規 則 | |
| ○ 伊勢市会計規則の一部を改正する規則 | 2 |
| ○ 伊勢市子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則 | 4 |
| 告 示 | |
| ○ 放置自転車等の撤去及び保管について | 6 |
| ○ 道路の区域変更について | 8 |
| ○ 伊勢市指定天然記念物の指定について | 9 |
| ○ 指定納付受託者の指定について | 10 |
| ○ 指定納付受託者の指定について | 11 |
| 公 告 | |
| ○ 都市公園の供用開始について | 12 |
| ○ 都市公園の供用開始について | 13 |

伊勢市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 2 号

伊勢市会計規則の一部を改正する規則

伊勢市会計規則（平成17年伊勢市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項ただし書中「次の各号に掲げる収入を収納したときは、当該各号に定めるもの」を「金銭登録機を使用して収入（総務部課税課及び各総合支所生活福祉課の所管事務に係るものに限る。）を収納したときは、金銭登録機による記録紙」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、令和5年2月1日から施行する。

伊勢市子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和5年1月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第3号

伊勢市子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則
伊勢市子育て支援センター条例施行規則（令和元年伊勢市規則第15号）
の一部を次のように改正する。

第4条から第6条までを削り、第7条を第4条とする。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この規則は、令和5年2月1日から施行する。

伊勢市告示第8号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成25年伊勢市条例第19号)第12条第2項及び第13条第2項並びに第14条第1項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年1月16日

伊勢市長 鈴木 健一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

| 保管自転車等の種類 | 自転車等を撤去した日時 | 保管自転車等が放置されていた場所 | 台数 |
|-----------|--------------------|----------------------------|-----|
| 自転車 | 令和4年12月15日 午前9時 | 宇治山田駅第5駐輪場 (伊勢市岩淵2丁目地内) | 2台 |
| 〃 | 〃 | 宇治山田駅第4駐輪場 (伊勢市岩淵1丁目地内) | 3台 |
| 〃 | 〃 | 宇治山田駅第3駐輪場 (伊勢市岩淵2丁目地内) | 3台 |
| 〃 | 〃 | 宇治山田駅第1駐輪場 (伊勢市吹上1丁目地内) | 1台 |
| 〃 | 〃 | 宇治山田駅第2駐輪場 (伊勢市吹上2丁目地内) | 2台 |
| 計 | | | 11台 |

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、

伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示 9 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 5 年 1 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|-------|--------------|--|------|---------------|------------|
| 市 道 | 桧尻川 2 号 線 | 船江 2 丁目 1623 番 2 地内から 船江 2 丁目 1625 番 4 地先まで | 旧 | 2.7～5.6 | 105.0 |
| | | | 新 | 5.0～10.0 | 182.3 |

伊勢市告示第10号

伊勢市文化財保護条例（平成17年伊勢市条例第201号）第35条第1項の規定により、次の表に掲げる記念物を伊勢市指定天然記念物に指定します。

令和5年1月23日

伊勢市長 鈴木 健 一

| 種別 | 名称 | 時代 | 員数 | 所在地 | 管理者 |
|----------------|---------|----|----|-------|----------------|
| 記念物 (天然記念物) | 浅間堤のケヤキ | — | 1本 | 中島2丁目 | 松井孫右衛門 門顕彰会 |

伊勢市告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、ポスタス株式会社が提供する決済システムを利用して納付される戸籍等証明手数料（環境生活部戸籍住民課の所管事務に係るものに限る。）の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示します。

令和 5 年 1 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
株式会社中部しんきんカード
愛知県名古屋市中区錦 1 丁目 4 番 6 号
- 2 指定をした日
令和 5 年 1 月 4 日
- 3 指定期間
令和 5 年 2 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで

伊勢市告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、ポスタス株式会社が提供する決済システムを利用して納付される戸籍等証明手数料（環境生活部戸籍住民課の所管事務に係るものに限る。）の指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のように告示します。

令和 5 年 1 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
三井住友カード株式会社
大阪府大阪市中心区今橋 4 丁目 5 番 15 号
- 2 指定をした日
令和 5 年 1 月 4 日
- 3 指定期間
令和 5 年 2 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで

伊勢市公告第 2 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

令和 5 年 1 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

| 名 称 | 位 置 | 区 域 (㎡) |
|----------|-----------------------|---------|
| 鹿海第 3 公園 | 伊勢市鹿海町字西浦 1613 番 6 ほか | 140 |

供用開始の期日 令和 5 年 1 月 16 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市公告第3号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

令和5年1月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

| 名 称 | 位 置 | 区 域(m ²) |
|-------|--------------|----------------------|
| 旭第3公園 | 伊勢市旭町字山添83番5 | 281 |

供用開始の期日 令和5年1月16日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から2週間